

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

香川県人事委員会規則第29号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第15 学歴免許等資格区分表（第5条関係）			別表第15 学歴免許等資格区分表（第5条関係）		
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分		基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	略	学校教育法による専門職大学院 専門職学位課程（同法第99条第 <u>2項</u> の専門職大学院の課程のう ち標準修業年限（当該標準修業 年限が専門職大学院設置基準（ 平成15年文部科学省令第16号） 第3条第1項の規定により変更 されたものである場合にあつて は、その変更がないものとした 場合における標準修業年限）が 2年以上のものに限る。）の修 了	1 大学卒	略	学校教育法による専門職大学院 専門職学位課程（同法第65条第 <u>2項</u> の専門職大学院の課程のう ち標準修業年限（当該標準修業 年限が専門職大学院設置基準（ 平成15年文部科学省令第16号） 第3条第1項の規定により変更 されたものである場合にあつて は、その変更がないものとした 場合における標準修業年限）が 2年以上のものに限る。）の修 了
	(3) 専門職学 位課程修了			(4) 大学6卒	
		ア 学校教育法による大学の医 学若しくは歯学に関する学科 （同法第85条ただし書に規定 する学部以外の教育研究上の 基本となる組織を置く場合に おける相当の組織を含む。以 下同じ。）又は獣医学に関す る学科（修業年限6年のもの に限る。）の卒業			ア 学校教育法による大学の医 学若しくは歯学に関する学科 （同法第53条ただし書に規定 する学部以外の教育研究上の 基本となる組織を置く場合に おける相当の組織を含む。以 下同じ。）又は獣医学に関す る学科（修業年限6年のもの に限る。）の卒業

	イ 略
略	略
略	

別表第25 行政職給料表昇格時号給対応表（第22条関係）

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
略	略	略						
75	<u>33</u>							
76	34							
77	<u>34</u>							
78	<u>34</u>							
79	<u>35</u>							
80	<u>35</u>							
81	<u>35</u>							
82	<u>36</u>							
83	<u>36</u>							
84	<u>36</u>							
85	<u>37</u>							
86	<u>37</u>							
87	<u>38</u>							
88	<u>38</u>							
89	<u>39</u>							
90	<u>39</u>							
91	<u>40</u>							
92	<u>40</u>							
93	<u>41</u>							
略	略							

備考 略

別表第27 研究職給料表昇格時号給対応表（第22条関係）

	イ 略
略	略
略	

別表第25 行政職給料表昇格時号給対応表（第22条関係）

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
略	略	略						
75	<u>34</u>							
76	34							
77	<u>35</u>							
78	<u>35</u>							
79	<u>36</u>							
80	<u>36</u>							
81	<u>37</u>							
82	<u>37</u>							
83	<u>38</u>							
84	<u>38</u>							
85	<u>39</u>							
86	<u>39</u>							
87	<u>40</u>							
88	<u>40</u>							
89	<u>41</u>							
90	<u>41</u>							
91	<u>42</u>							
92	<u>42</u>							
93	<u>43</u>							
略	略							

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第27 研究職給料表昇格時号給対応表（第22条関係）

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
略	略	略		
58	<u>29</u>			
59	<u>30</u>			
60	<u>30</u>			
61	<u>31</u>			
62	<u>31</u>			
63	<u>32</u>			
64	<u>32</u>			
65	<u>33</u>			
66	<u>33</u>			
67	<u>34</u>			
68	<u>34</u>			
69	<u>35</u>			
70	<u>35</u>			
71	<u>36</u>			
72	<u>36</u>			
73	<u>37</u>			
74	<u>38</u>			
75	<u>39</u>			
略	略	略		
86	<u>45</u>			
87	<u>46</u>			
88	<u>46</u>			
89	<u>47</u>			
90	<u>47</u>			
91	<u>48</u>			
92	<u>48</u>			
93	<u>49</u>			
94	<u>50</u>			
95	<u>51</u>			

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
略	略	略		
58	<u>30</u>			
59	<u>31</u>			
60	<u>32</u>			
61	<u>33</u>			
62	<u>33</u>			
63	<u>34</u>			
64	<u>34</u>			
65	<u>35</u>			
66	<u>35</u>			
67	<u>36</u>			
68	<u>36</u>			
69	<u>37</u>			
70	<u>37</u>			
71	<u>38</u>			
72	<u>38</u>			
73	<u>39</u>			
74	<u>39</u>			
75	<u>40</u>			
略	略	略		
86	<u>46</u>			
87	<u>47</u>			
88	<u>48</u>			
89	<u>49</u>			
90	<u>49</u>			
91	<u>50</u>			
92	<u>50</u>			
93	<u>51</u>			
94	<u>51</u>			
95	<u>52</u>			

略	略	
---	---	--

備考 略

別表第29 医療職給料表(二)昇格時号給対応表(第22条関係)

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
略	略	略					
71	<u>41</u>						
72	<u>42</u>						
73	<u>42</u>						
74	<u>42</u>						
75	<u>43</u>						
76	<u>43</u>						
77	<u>43</u>						
78	<u>44</u>						
79	<u>44</u>						
80	<u>44</u>						
81	<u>45</u>						
82	<u>45</u>						
83	<u>46</u>						
84	<u>46</u>						
略	略						

備考 略

略	略	
---	---	--

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第29 医療職給料表(二)昇格時号給対応表(第22条関係)

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
略	略	略					
71	<u>42</u>						
72	<u>42</u>						
73	<u>43</u>						
74	<u>43</u>						
75	<u>44</u>						
76	<u>44</u>						
77	<u>45</u>						
78	<u>45</u>						
79	<u>45</u>						
80	<u>46</u>						
81	<u>46</u>						
82	<u>46</u>						
83	<u>47</u>						
84	<u>47</u>						
略	略						

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

附 則

- 1 この規則は、平成19年12月25日から施行する。ただし、別表第15の改正規定は、同月26日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第25、別表第27及び別表第29の規定は、平成19年12月1日から適用する。